

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 6 月 19 日現在

機関番号：14401

研究種目：基盤研究(B)（海外学術調査）

研究期間：2012～2016

課題番号：24402007

研究課題名（和文）諸外国倒産手続における担保目的物の評価手法に関する比較検証

研究課題名（英文）Comparative verification on evaluation method of collateral objective in some foreign bankruptcy proceedings.

研究代表者

藤本 利一（FUJIMOTO, TOSHIKAZU）

大阪大学・高等司法研究科・教授

研究者番号：60273869

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 8,000,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、倒産法における担保権処遇の本質が何か、また、オーバーローン状態の担保目的物があるとき、担保目的物の価値をどのように評価しているのか、さらに、不足額部分の処理がどのように行われているかを主として調査し、かかる規律が事業再生においてどのような意義を有するかを考究するものである。かかる調査は、アメリカ合衆国、イギリス、フランス、ドイツ、韓国などを対象として行われている。

研究成果の概要（英文）：The main purpose of this research is to clarify what is the essence of the security interest treatment in bankruptcy law, how to evaluate the value of collateral when there is a collateral in an over loan state, and how the insufficient portion of the secured claim is handled. These problems are indispensable for understanding the business rehabilitation system of each country. The survey is conducted for the United States, the United Kingdom, France, Germany, Korea and others.

研究分野：民事手続法

キーワード：倒産法 破産法 民事再生法 担保権 価値評価 不足額責任主義 会社更生法

1. 研究開始当初の背景

(1) 時価基準を採用した経緯

1952年制定の会社更生法においては、財産査定につき、評価の基準およびその基準時について明確な規定が存在せず、また担保権の目的物の評価基準およびその基準時についても同様であった。そのため、この時期、法律明文の不存在から、評価時期および評価基準につき見解の対立が存在したが、より深刻なことは、実際の処理に際して、評価基準等を明確にせず、手続開始時点での評価に加え、その後必要に応じて、再度の評価を行っていた可能性が指摘されていた点である(宮脇幸彦・時岡泰『改正会社更生法の解説』(法曹会、1972年)299頁)。

1967年改正会社更生法において、財産査定の評価基準(=継続企業価値)およびその基準時(=手続開始時)が明定され、それに合わせる形で、担保権の目的物の評価基準および基準時も定められたが、この法律は、緊急の要請にかかる立法であり、なお、この問題についての究極的な解決は、将来に持ち越されたと評されていた(三ヶ月章ほか『条解会社更生法(下)』(弘文堂、1974年)102頁)。

2002年12月に成立し公布された現行法では、財産査定について、同法83条に規定され、更生担保権の評価については、定義規定である同法2条10項に記述された。これによって、1967年法にあった継続企業価値から、更生手続開始時における時価へと評価基準に改められた。

(2) 処分価額連動方式の有意性の検証

処分連動方式あるいは処分価額連動方式等と呼ばれる方式が、現行法制定前から行われ、現在の実務では、定着していると評される(事業再生研究機構財産査定委員会編『新しい会社更生手続の「時価」マニュアル』(商事法務、2003年)13頁等)。これは、売却が予定されるような遊休不動産上の更生担保権につき、その目的物の評価を一応行うものの、その後、実際の売却価格で事後的に調整を行う方式である。種々のバリエーションがあるとされるが、更生担保権の弁済時期・弁済金額がともに売却処分連動しているものが典型例である。すなわち、更生担保権の弁済に充てられる売却代金が、確定更生担保権額を超える場合、その超過額全額を更生担保権者に弁済し、当該売却代金が確定更生担保権額に不足する場合には、不足額部分を一般更生債権と同様の扱いとする。

この方式については、これまで、売却予定物件の更生担保権者とそれ以外の物件の更生担保権者との間で、取り扱いを異にすることに対し、平等原則(現行法168条1項)に反しないか、また、実際の処分価額が開始決定時の評価額を下回る場合に、実際の処分価額から弁済することが、清算価値保障原則に反しないか(事業再生研究機構財産査定委員会編・前掲書200頁等)、ということが問題

視されてきた。

しかし、実務はこの方式を堅持し揺るぎないように見える。

(3) 理論上の問題点

「時価」基準を取ることの理論的根拠としては、更生計画を通じて更生担保権者に処分価額を超える弁済が正当化されるのは、更生会社の事業の維持更生のために必要な担保権の実行禁止という制約の対価として、担保権実行の禁止から生まれる利益を政策的に更生担保権者に取らせるものである、との説明が松下淳一教授からなされている(松下淳一「更生手続における時価について」事業再生研究機構財産査定委員会編・前掲書225頁、230頁)。

(4) 小括

担保目的物の価値評価について、わが国の倒産法は、会社更生法において、手続開始時の「時価」を基準としている。こうして「処分価額」を超える価値を担保権者に与えている点は、理論的に検討する必要がある。また、担保目的物の価値が変動したとき、実際の売却時の価格で事後的な調整が行われる実務が確立している点についても、理論的な検証がなお求められるように思われる。オーバーローンの場合、倒産手続における不足額の処遇は、重要な問題点である。これらを検証する際、そもそも、諸外国において、どのような処理がなされているかを知ることにも意義はある。

2. 研究の目的

本研究は、倒産法における担保権処遇の本質が何か、また、オーバーローン状態の担保目的物があるとき、担保目的物の価値をどのように評価しているのか、さらに、不足額部分の処理がどのようにして行われているかを主として調査し、かかる規律が事業再生においてどのような意義を有するかを考究するものである。かかる調査は、アメリカ合衆国、イギリス、フランス、ドイツ、韓国などを対象として行われている。

これらの調査は、倒産法における担保権の処遇に関するパラドックスを解くための基礎作業と位置づけられる。かかるパラドックスとは、こうである。実行禁止を要しない担保権者を本質的な更生担保権として手続に取り込むことには違和感がある。また、民事再生法における担保権消滅請求制度(民事再生法148条以下)においては、担保権の消滅という究極の「実行禁止」が行われているにもかかわらず、「実行禁止」から生まれる利益を担保権者に配分していない。民再規則79条1項によれば、時価よりも低額な処分価額が規定されている。こうしたパラドックスを解消する1つの方法として、担保権者の倒産手続において把握する価値を処分価額に一元化することが将来の立法的な課題として提示されており(山本和彦「コメント1」事業再生研究機構財産査定委員会編・前掲書247頁)本調査は、こうした理論的分析に対

する一定の貢献を企図している。

3. 研究の方法

(1) 比較の基礎としての日本法の制度分析

日本法における担保権の価値評価基準に関する理論上、実務上の課題、裁判例を分析する。立法段階の議論にとくに留意しつつ、その後の理論研究の成果を中心に、文献調査をもとに進めていく。

(2) 調査対象国の法制度分析

前提として、調査対象国の倒産法制度について、基本的な理解を得ることが必要となる。その際、担保権の規律だけでなく、それとパラレルな理解が求められる、主要な事項について、沿革を含めた基礎的な理解を文献の調査を通じて獲得する。この点は、かの地の研究者や実務家によるレクチャーによって補充されることがある。

(3) 調査対象国の担保権の規律等に関するインタビュー調査

有意と思われる調査項目を文献調査や法制度分析等から抽出し、各国の実情や個性に対応しつつも、できるかぎり比較可能な形で、担保権規律に関する状況や知見をインタビュー調査等から獲得する。この場合も、理論研究者だけでなく、現地の実務家の協力を得て、進めることになる。

なお、ヨーロッパ、アメリカでのテロ活動の影響により、現地でのインタビュー調査の見送りなど、研究遂行に支障が生じたことを述べておく。

4. 研究成果

(1) アメリカ法の調査においては、David Skeel 教授(ペンシルバニア大学)、Michel Gerber 教授(ブルックリン大学)、Jesse Fried 教授(ハーバード大学)、Charles Tabb 教授(イリノイ大学)等の理論研究者、および若干名の倒産実務家にインタビュー調査を実施した。その成果については、とくに後掲 5

文献、および藤本担当の各文献を参照のこと。そこから、アメリカ倒産法における担保権の規律に関して、基本的な枠組みをご教示いただいた。とくに、担保権者に対するクラムダウンは興味深いものであった。クラムダウンに際し、担保目的物の価値評価については、さまざまな議論があり、伝統的に金融機関は、倒産裁判所が行う評価そのものに対する不満を持っていたようである。つまり、評価が低すぎるということである。

(2) イギリスにおいては、Jennifer Payne 教授(オックスフォード大学)、Sarah Paterson 准教授(ロンドン大学) 判事、金融機関等へのインタビュー調査を行い、また、Payne 教授には、来日していただき、国際シンポジウムを開催した。その成果については、後掲 5、5、5 文献を参照のこと。かかるシンポの内容についてはこうである。従来事業再生で活用されたいわゆる「ロンドン・アプローチ」(私的整理型の処理)が利用できなくなり、裁判所を利用した事業再生が有力となった。これは、会社管理手続

(Administration) と会社整理計画手続(Schemes of Arrangement)を併用して実施するものである。すなわち、会社資産を新会社に移転し、旧会社の債権者に対し、Debt Equity Swap を行うものである。ポイントは、旧会社を価値評価し、実体法上のプライオリティを考えた場合、経済上の利益を有しない債権者は、上記スキームから除外されるというもの。ここでの価値評価については、イギリスでも議論が開始されたところであり、同じく、担保目的物の評価との関係が意識され始めた。

(3) フランスでは、大阪大学の客員教授となられた Marie-Helene Monserie-Bon 教授(トゥルーズ大学)へのインタビュー調査のほかに、担保法の立法担当者である Pierre CROCCQ 教授(パリ第2大学)を日本に招聘し、研究会とインタビュー調査を行った。その成果については、後掲 5 を参照のこと。かかる研究報告では、フランス法における物的担保と人的担保の違いを意識しつつ、2005年7月26日に施行された倒産法に関する紹介が中心となっている。そのうえで、物的担保に対する倒産法の影響が論じられ、担保目的物の売却に裁判所が関与する際の問題点等が論じられた。

(4) ドイツにおいては、Peter Gotwalt 教授(レーゲンスブルク大学)のご助力のもと、倒産弁護士とされる Siegfried Beck 教授、Ulf Pechartschneck 弁護士に対するインタビュー調査を実施した。その成果については、後掲 5 文献を参照のこと。ドイツでは、企業再生に関し、自己管理手続があまり機能していないこと、倒産事件に対する裁判所の位置づけ、破綻した会社の経営者にかかわる倒産責任等、前提となる基礎情報の獲得がされた。

(5) 韓国については、田炳西教授(中央大学校 法学専門大学院)に対し、かの地において、インタビュー調査を実施しつつ、裁判官を大阪大学に招聘し、研究講演会を実施した。かかる研究会の成果は、後掲 5 文献にまとめられている。その概要はこうである。韓国では、近時、倒産事件の爆発ともいえるほどの事件数増加を経験したため、倒産事件処理のいっそうの電子化を進めるとともに、2017年3月にソウルに倒産専門裁判所を開設することになった。また、これと並行して、企業回生法が改正され、中小企業の再建がはかられている。こうした大きな変化のなかでも、担保権処遇の問題が重要視されている。

5. 主な発表論文等

[雑誌論文](計 24 件)

— 藤本 利一「特集 イギリスの事業再生スキームの過去・現在・未来 イギリスの事業再生手続のこれから」事業再生と債権管理 157号 2頁-13頁(2017年7月予定)[査読なし]

— 藤本 利一「事業再生に対する裁判所の機能強化と専門性の獲得 - あるべき倒産処

- 理プレイヤーとして - 」阪大法学 67 卷 1 号 171 頁-175 頁 (2017 年 5 月)〔査読なし〕
- 盧 泰嶽(李 英・翻訳、藤本 利一・監修)「韓国における倒産法改正と実務の現況 - 倒産事件専門法院の導入と電子的処理などを中心に - 」阪大法学 67 卷 1 号 176 頁-197 頁 (2017 年 5 月)〔査読なし〕
- 藤本 利一「アメリカの倒産手続と裁判所 未完の裁判所・裁判官に映るあるべき司法像の変遷」佐藤鉄男 = 中西正編著『倒産処理プレイヤーの役割 担い手の理論化とグローバル化への試み』324 頁-361 頁 (民事法研究会、2017 年 3 月)〔査読なし〕
- 藤本 利一「『債権者一般の利益』概念の意義とその機能」佐藤鉄男 = 中西正編著『倒産処理プレイヤーの役割 担い手の理論化とグローバル化への試み』212 頁-249 頁 (民事法研究会、2017 年 3 月)〔査読なし〕
- 名津井吉裕「ドイツ倒産手続の担い手の役割に関する覚書 - 裁判所、管財人および債務者」佐藤鉄男 = 中西正編著『倒産処理プレイヤーの役割 担い手の理論化とグローバル化への試み』420 頁-444 頁 (民事法研究会、2017 年 3 月)〔査読なし〕
- 藤本 利一「中小企業再生における経営者の資産保護」銀行法務 21 803 号 42 頁-43 頁 (2016 年 7 月)〔査読なし〕
- 藤本 利一「中小企業再生における商取引債権の保護」銀行法務 21 802 号 38 頁-39 頁 (2016 年 6 月)〔査読なし〕
- 藤本 利一「中小企業における事業譲渡の意義」銀行法務 21 794 号 36 頁-37 頁 (2015 年 12 月)〔査読なし〕
- 藤本 利一「ロンドン・アプローチの終焉と法的整理手続の台頭 イギリス法の経験(上)」阪大法学 65 卷 6 号 207 頁-227 頁 (2015 年 9 月)〔査読なし〕
- 藤本 利一「アメリカ法における 1970 年の企業再建」阪大法学 65 卷 2 号 81 頁-101 頁 (2015 年 7 月)〔査読なし〕
- 藤本 利一「相殺の合理的期待について」銀行法務 21 788 号 37 頁-39 頁 (2015 年 7 月)〔査読なし〕
- 藤本 利一「申立直後の取引の継続」伊藤眞ほか編今中利昭先生傘寿記念論文集『会社法・倒産法の現代的課題』505 頁-534 頁 (民事法研究会、2015 年 6 月)〔査読なし〕
- 藤本 利一「別除権協定の失効とその効果 (最判平成 26 年 6 月 5 日民集 68 卷 5 号 403 頁 裁時 1605 号 1 頁, 判時 2230 号 26 頁, 判タ 1404 号 88 頁, 金法 2007 号 60 頁, 金判 1445 号 14 頁)」阪大法学 64 卷 6 号 295 頁-308 頁 (2015 年 3 月)〔査読なし〕
- 藤本 利一「裁量免責の可否における考慮要素と判断枠組み (東京高裁平成 26 年 3 月 5 日決定 判時 2224 号 48 頁, 金法 1997 号 112 頁, 金判 1443 号 14 頁)」私法判例リマークス 50 号 130 頁-133 頁 (2015 年 2 月)〔査読なし〕
- 藤本 利一「民事再生手続における保全処分機能と展開(3)」阪大法学 64 卷 5 号 39 頁-51 頁 (2015 年 1 月)〔査読なし〕
- ピエール・クロック(下村信江訳)「フランス倒産手続における担保の処遇」近畿大学法科大学院論集 10 号 161 頁-184 頁 (2014 年)〔査読なし〕
- 藤本 利一「『債権者一般の利益』概念の意義と機能」伊藤眞ほか編『専門訴訟講座 8 卷 倒産・再生訴訟』304 頁-345 頁 (民事法研究会、2014 年 11 月)〔査読なし〕
- 藤本 利一ほか「特集・座談会 倒産法の世界」(司会)法学セミナー 717 号 11 頁-25 頁 (2014 年 10 月)〔査読なし〕
- 藤本 利一「倒産法の世界のこれから」法学セミナー 717 号 26 頁-31 頁 (2014 年 10 月)〔査読なし〕
- ⑳ 藤本 利一「民事再生手続における保全処分機能と展開(2)」阪大法学 64 卷 1 号 51 頁-71 頁 (2014 年 5 月)〔査読なし〕
- ㉑ 藤本 利一「計画外事業譲渡は「濫用」か？」銀行法務 21 771 号 34 頁-36 頁 (2014 年 3 月)〔査読なし〕
- ㉒ 藤本 利一「民事再生手続における保全処分機能と展開(1)」阪大法学 63 卷 6 号 35 頁-50 頁 (2014 年 3 月)〔査読なし〕
- ㉓ 藤本 利一「会社更生法 203 条 2 項(民事再生法 177 条 2 項と同旨)の意義 (最判平成 25 年・4・26 民集 67 卷 4 号 1150 頁)」法学教室・判例セレクト 2013[] 31 頁 (2014 年 3 月)〔査読なし〕
- 〔学会発表〕(計 5 件)
- 藤本 利一(日本民事訴訟法学会平成 29 年度第 87 回大会)「ミニシンポジウム 倒産法と優先順位：相殺期待の合理性について」(2017 年 5 月 21 日, 千葉県千葉市千葉大学)
- 藤本 利一(東京大学民事訴訟法研究会)「倒産法と優先順位：相殺期待の合理性について」(2017 年 3 月 18 日, 東京都文京区東京大学法学部)
- 藤本 利一(日本民事訴訟法学会関西支部研究会)「倒産法と優先順位：相殺期待の合理性について」(2017 年 3 月 4 日, 大阪府大阪市島根ビル)
- 藤本 利一(日本弁護士連合会倒産法制等検討委員会)「倒産法と優先順位：相殺期待の合理性について」(2016 年 11 月 29 日, 東京都千代田区弁護士会館)
- 藤本 利一(日本民事訴訟法学会関西支部研究会)「会社更生法 203 条 2 項(民事再生法 177 条 2 項と同旨)の意義 (最高裁第二小法廷 平成 25 年 4 月 26 日決定)」(2014 年 6 月 1 日, 大阪府大阪市島根ビル)

〔図書〕(計 0 件)

〔その他〕

なし

6. 研究組織

(1)研究代表者

藤本 利一(FUJIMOTO, TOSHIKAZU)

大阪大学・高等司法研究科・教授

研究者番号： 60273869

(2)研究分担者

山本 和彦(YAMAMOTO KAZUHIKO)

一橋大学・法学研究科・教授

研究者番号： 40174784

(3)研究分担者

杉本 純子(SUGIMOTO JUNKO)

日本大学・法学部・准教授

研究者番号： 00549800

(4)研究分担者

下村 信江(SHIMOMURA TOSHIE)

近畿大学・法務研究科・教授

研究者番号： 60273728

(5)研究分担者

金 春(JIN CHUN)

同志社大学・法学部・准教授

研究者番号： 80362557

(6)研究分担者

名津井 吉裕(NATSUI YOSHIHIRO)

大阪大学・高等司法研究科・教授

研究者番号： 10340499

(7)研究分担者

上江州 純子(UEZU JUNKO)

沖縄国際大学・法学部・准教授

研究者番号： 60389608

(8)研究分担者

山本 研(YAMAMOTO KEN)

早稲田大学・法学学術院・教授

研究者番号： 90289661

(9)研究分担者

田中 亘(TANAKA WATARU)

東京大学・社会科学研究所・教授

研究者番号： 00282533